

みやぎサービス共創提案公募制度実施要綱

第1 目的

県民に必要な県民サービスの質の向上と安定的な提供を行うため、民間企業、NPO、大学・研究機関等の団体等の多様な主体と県との役割分担や連携・協働を進め、民間の発想に基づく創意工夫による公共サービスを提供することを目的とする。

第2 制度の位置付けと取組

1 企画提案の対象

知事部局の実施する事務事業。

なお、各課室の事務事業については、県ホームページ掲載の「各課室の分掌事務」（人事課）及び「宮城県の予算」（財政課）等を参照のこと。

2 提案を求める取組

(1) 社会貢献活動連携・協働マッチング事業

県では、民間企業の社会貢献活動（以下「CSR活動」という。）と連携した公共サービスの提供に取り組んできているが、今後さらにCSR活動と県の施策・事業の有機的連携を推進するため、具体的な事業等について提案を募るもの。

(2) 提案公募型アウトソーシング事業

県では、民間の発想に基づく創意工夫による公共サービスを提供することで、公共サービスの質の向上やコスト縮減を図り、公共サービスの担い手の最適化及び業務の効率化を進めるため、民間企業、NPO、大学・研究機関等の団体で、提案の内容を自ら実施できる者から県の事業・業務の委託化、民営化等について提案を募るもの。

第3 提案内容等

1 提案者・提案方法等

各取組の実施要領において、別に定めるものとする。

2 受付期間

提案の受付期間は通年とする。

なお、毎年7月上旬から8月下旬を「集中受付期間」とし、広報等を活用して、集中的に提案を募集するものとする。

3 提案の注意点

(1) 提案は、単なる要望・陳述の類、若しくは、活動資金の助成、直接業務委託につながるコンペやプロポーザルのいずれにも該当しないものとする。

(2) 提案に当たって要する費用は、提案者が負担するものとする。

(3) 提案書類の著作権は、提案者に帰属するものであること。ただし、県は、採択となった提案の事業実施に当たって、事業者選定その他必要な限りにおいて、一部又は全部を無償により、提案者の許諾を得て使用できるものとする。また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。